

平成24年度第8回定例

松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

平成24年度第8回定例松本市教育委員会会議録

平成24年度第8回定例松本市教育委員会が平成24年11月22日午後3時00分
教育委員会室に招集された。

平成24年11月22日（木）

議 事 日 程

平成24年11月22日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 委員長あいさつ

第3 教育委員会

[議 案]

第 1号 （仮称）松本市子どもの権利に関する条例の骨子(案)について

[報 告]

第 1号 松本城大手門枡形発掘調査の現地見学会の開催結果について

第 2号 史跡松本城の追加指定について

[周知事項]

1 第3回「学都松本」社会教育関係委員合同研修会の開催について

2 第11回“子どものこころとからだの問題を考える”～学校関係者と学校医のつどい～
の開催について

3 美術館開館10周年記念展「館蔵作品セレクション展」の開催について

[その他]

第4 その他

第5 閉 会

第8回定例松本市教育委員会出席者名簿

〔出席委員〕

教 育 委 員 長	齊 藤 金 司
教育委員長職務代理者	西 森 尚 己
教 育 委 員	小 林 磨 史
〃	花 村 潔
教 育 長	吉 江 厚

〔出席職員〕

教 育 部 長	川 上 一 憲
教 育 政 策 課 長	横 内 悦 夫
学 校 教 育 課 長	高 野 一 司
指 導 室 長	小 柳 廣 幸
学 校 給 食 課 長	浅 川 正 章
生涯学習課長 兼	
中央公民館長	内 城 秀 典
中 央 図 書 館 長	田 中 章 隆
文 化 財 課 長	伊 佐 治 裕 子
松本城管理事務所長	土 屋 彰 司
美 術 館 副 館 長	守 屋 千 秋
博 物 館 長	窪 田 雅 之
体 育 課 長	蒲 生 哲
こども育成課長	樋 口 浩

《開会宣言》 午後3時00分

齊藤委員長は平成24年度第8回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

委員長あいさつ

《議事録の承認》

委員長 第7回定例委員会の会議録については、承認でよろしいですか。

全委員 結構です。

委員長 それでは承認することとします。

《署名委員の指名》

齊藤委員長は、本日の会議録署名委員として西森委員と花村委員を指名した。

《議案審議》

委員長 本日の議事ですが、議案1件、報告2件、周知事項が3件の計6件です。

<議案第1号> (仮称)松本市子どもの権利に関する条例の骨子(案)について

議案説明 こども育成課長

議案要旨 (仮称)松本市子どもの権利に関する条例の骨子(案)について、経過、条例制定等の考え方、条例の骨子(案)、今後の取組み等を説明

委員長 本件は、どうして議案ということでしょうか。このような骨子が出たということについて、経過も含めて了解をしてほしいということですか。

こども育成課長 条例の最終報告案はまだ検討の過程ですので、さらに違う観点で考えたほうがよいと思われる点、子どもの権利を進めていく上で取り入れたほうがよいと考えられるものなどのいろいろなご意見をいただき、松本市子どもの権利検討委員会において検討し、可能なものについては条例に反映をしていきたいということで、今回協議願うものです。

花村委員 国連で採択された子どもの権利条約であげられている主だった権利はどのようなものでしょうか。

こども育成課長 国連で採択された子どもの権利条約の中では、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の四つとされています。

花村委員 わかりました。子どもを18歳までとした根拠はどういうものでしょうか。
最近、選挙権を18歳からにするとか、刑事罰の対象年齢について変更すると
かが検討されているようですが、そういうことも関連しているのでしょうか。

こども育成課長 権利条約の中で規定されているのが18歳ですので、条例でも18歳まで
を対象としたものです。選挙権や、刑事罰の対象年齢についての状況を考慮し
たものではありません。

花村委員 わかりました。
もう一つ、お聞きします。

虐待などを受けた子どもたちというのは、今は児童相談所がかなり関与をし
ているのですが、この資料での相談員や委嘱される委員との関係はどのよう
になるのでしょうか。

こども育成課長 児童相談所は、児童福祉法や児童虐待防止法などに基づいていますので、
虐待されているのではということで通報をして対応をする場合もあります。

今回、設置を計画している相談・救済制度では、自分がいじめを受けたとか、
嫌だと思っていることについて気軽に相談できる機関として、相談窓口が広が
ると考えています。

また、行政機関に属さない第三者的機関としての位置付けとなりますので、
寄せられた問題で、虐待等について施設への保護が必要であれば、もちろん児
童相談所と連携していくことになります。この相談機関で全てを解決できると
は思っておりません。

花村委員 児童相談所としては、ある意味では間口が広がる、子どもにとっては相談窓
口が広がるということですね。

こども育成課長 そういうことになります。

小林委員 擁護委員は弁護士や学校教師ということですが、相談委員についてはどのよ
うに考えているのでしょうか。

また学校で起きた問題について、今までは、まずは学校に相談する、あるい
は教育委員会に相談が来たり、県に相談がいたりとなっていました。その
他に、こういう相談機関ができるということで、その辺についての構想はどの
ように考えられているのでしょうか。

こども育成課長 相談員は市の嘱託を考えております。相談対応をするとともに、各関係機

関との連携も必要となるので、学校や児童館などにも出向いて関係作りをしていこうと考えています。

学校で起きるいじめなどについては、学校で対応していることは当然であると承知していますし、いろいろな対策をされていますが、それとはまた別に学校以外の機関に寄せられる相談があるということを想定して、このような制度を作っていきたいと考えています。

西森委員 学校についてですが、児童の権利についての条例に関しては通知がありまして、学校教育及び社会教育を通じというように、学校教育についてはまたこういうようにしてくださいという通知が別に出ています。体罰、いじめ、色々な権利について、学校での動きは学校でやりなさいという通知が出ています。

委員長 それは、骨子のどこに当たるのですか。学校のことは学校でということはとても本質的なことだと思います。学校で起きたことについて、例えば学校ではなく、すぐ教育委員会なり県が対応するというケースが結構あり、そのような場合は対応が難しいのです。同様に、第三者機関から突然持ち込まれると学校現場では結構難しいところもあるかと思えます。事態のいきさつを見ながら苦労して解決していく、そういう意味での現場主義はとても大事だと思います。

また、小林委員さんの今の問題提起に対して私も思ったことですが、今あるいろんな相談体制ではいけないのか、足りないのか。そして、どういうところが足りないから、これをつくる必要があるのか、その理由が少々わかりかねます。

こども育成課長 私どもの検討委員会において、権利という言葉、また主張するというものについて、学校等の現場がかえって混乱するのではないかというご意見がありました。

まず子どもが成長過程において、個々が生まれながらにもつ権利について、お互いに権利の主張をするだけではあつれきを生むだけであることを知り、そして、お互いの権利を認めるということを知ることによって、人間的に成長し、人間として自立した大人へと成長するのではないかと考えております。そのための一つとして、この子どもの権利というものを考えていきたいということが前提にあります。

学校現場で起こったことは、学校の中でお互いに解決を図るということもあ

りますけれども、このようなことが周知し普及され、こういったことを自由に言えたり、知ることによっていろいろな問題の解決が図れるのではないかということからも、こういった相談、救済制度というものを設けていきたいと考えております。

小林委員 委員長が言った事でもありますが、学校現場で起きていることは、相手があることです。一方の意見だけではなく、もう片方のこともしっかり調べないといけない事例が結構あると思います。

いろいろな組織が関わることで、かえって事を複雑化させてしまうのではないか、また、デリケートな子どもの心について心配になりますし、学校の先生方が、やらなければならないこともこの組織に任せてしまうようなことも心配です。

こども育成課長 学校での相談事項については、この機関だけで解決するということは有りませんので、相談内容によっては学校にも相談をしますし、その中で相手方、当事者の話も聞くというようなことは当然ありますし、やるべきだと考えています。

委員長 子ども達が相談できる窓口がいろいろあるのはいいことだと思いますが、複数の機関が関わることで、かえって問題をこじらせることになるかもしれませんから、本当に注意しなければなりません。

西森委員、先ほどの学校のことは学校でということについて、もう少しお願いします。

西森委員 この子どもの権利の中で一番問題とされているのが、虐待などからの救済の部分だと思っています。国が条約を批准したときに、学校のことは学校でやりなさいと通知を出しているのに、この子どもの権利条例では、学校のことまでは言っていないのだと、私は受け取っているのです。

委員長 この条例の中では、学校のことについての区分けはしていませんね。

こども育成課長 はい、そうです。

委員長 条例策定にあたっての意見として、相談機関が機関としてよく動くためには、学校について配慮してほしいという、強い願いが一つ出たわけです。

花村委員 就学前の、保育園、幼稚園、さらにもっと下の幼児、乳児の段階での問題について、聞いて回るなどの掘り起しは行うのでしょうか。

こども育成課長 相談員がいろいろな子どもの施設に出向いて情報交換をし、連携をとって
いきたいと考えております。

花村委員 虐待する親はなかなか相談などには来ないです。医師の現場でおかしいと感じて保護者に問いただすと、実は虐待があったということが時々あります。です
ので、乳幼児のような小さな子どもに対する問題について、このような制度
で探せるのかと疑問を感じます。

子どもの権利というのは、置き換えると親の果たすべき義務であると思えま
す。

こども育成課長 条例の中で、家庭というものが子どもの成長にとって一番の基本となる
ところであり、養育する第一義的な責任は親にあるということを認識して、子
どもの権利を保障しようという考えで、保護者の役割ということで規定をします。

西森委員 理解していない親、実際に虐待をしている親もいますので、子どもの支援だ
けではなくて大人へも支援しなければいけないということはあると思います。
ですから、子どもの権利と言っていますが、実際には、それを取り巻く大人へ
の支援にして、大人が大人として育っていけるようなことの内容も含まれな
ければいけないと思います。

委員長 この骨子だけでは、そのような内容がわかりませんので、意見が出せません。

こども育成課長 現在、この骨子に基づいて条例や要旨等を作成している途中ですので、も
う少して公表などができるようになります。

委員長 条例制定の考え方に「子どもにやさしいまち」を目指すとあり、そして条例
の骨子案にも「子どもにやさしいまちづくり」がありますが、全く同じ言葉で
すが、この組立てについて説明願います。

こども育成課長 条例の趣旨で、松本市は子どもにやさしいまちづくりを目指すと表し、そ
の中で具体的な松本の特色を挙げました。そして骨子では、さらに具体化した
内容を示してあります。

委員長 やさしいまちづくりというのは、一つの基本的な理念としてあるということ
ですね。

わかりました。骨子だけを見ながら意見を出してきましたが、この議案につ
いては、現在こども部で委員会を立ち上げ条例案を策定している経過、及び現
在の状況について了解をするということでもいいですか。

西森委員 今回の条例策定には次世代育成支援行動計画と、それから松本市の教育振興基本計画を踏まえてということですので、教育委員会も内容に関わるところが沢山あって、本当でしたら、こども部と教育委員会でもっと前から協力して意見交換をしていくべきだったということを感じてあげておきます。

委員長 良い条例を作って、そしてそこからスタートですから、子ども達がきちんと権利意識を持って頑張れるような取り組みをしていただきたいと思います。

委員長集約 第1号議案につきまして、こども部からの経過報告について了解することといたします。

《報告》

＜報告第1号＞ 松本城大手門枳形発掘調査の現地見学会の開催結果について

報告説明 文化財課長

報告要旨 松本城大手門枳形発掘調査の現地見学会の開催結果について報告

委員長 実施する予定だけでなく、結果をここで報告を出していただくことはいいですね。報告の中で、実際に現場で発掘作業をされている方も各場所での説明を行ったとありました。これは、とてもいいと思います。

委員長集約 第1号につきまして報告をいただきました。

＜報告第2号＞ 史跡松本城の追加指定について

報告説明 松本城管理事務所長

報告要旨 史跡松本城の追加指定について報告

委員長集約 報告第2号につきまして報告いただきました。

《周知事項》

＜周知事項第1号＞ 第3回「学都松本」社会教育関係委員合同研修会の開催について

＜周知事項第2号＞ 第11回“子どものこころとからだの問題を考える”～学校関係者と学校医のつどい～の開催について

＜周知事項第3号＞ 美術館開館10周年記念展「館蔵作品セレクション展」の開催について

委員長 周知事項ですが、ポイントについて説明をお願いします。

第3回「学都松本」社会教育関係委員合同研修会の開催について、お願いします。

教育政策課長 12月11日にあがたの森で開催予定で、社会教育委員会議、公民館運営審議会、図書館協議会の3委員会合同の研修会です。内容としましては窪田博物館長による学都松本の推進と事業展開についての講話の後、研修をすることとなっております。

委員長 周知事項2「第11回“子どものこころとからだの問題を考える”～学校関係者と学校医のつどい～の開催」について、お願いします。

学校教育課長 開催は今年で11回目です。子供たちの心身の健康について共に学ぶ機会としての集いということで、テーマを「今、改めて喫煙について考える。受動喫煙から薬物乱用防止まで」としまして基調講演、ディスカッション等を医師会と一緒に開催するものです。日時が12月1日、午後1時半からMウイングの6階のホールとなります。

委員長 周知事項3、美術館開館10周年記念展「館蔵作品セレクション展」の開催についてお願いします。

美術館副館長 美術館では平成24年、この1年間を開館10周年の年と位置づけて記念事業に取り組んでまいりましたが、その締めくくりとして、今日まで収蔵してきた2,210点の作品の中から代表的な作品を紹介する展覧会を開催するものです。会期は11月23日から1月20日までの47日間です。市民の財産を多くの方に見ていただきたいということで、料金は常設展と同じ400円の設定です。同時に「松本市美術館コレクション選&所蔵品目録2012」を刊行、販売をいたします。

なお、口頭での報告とさせていただきますが、やはり10周年記念事業として11月4日まで開催させていただいた草間彌生展は、最終的に7万2,600人のお客様にきていただき、10周年にふさわしい展覧会となりました。

委員長 草間彌生展は目標を超えてよかったですね。

委員長 予定されていた議事は以上です。

《その他》

委員長 それでは、日程をお願いします。

教育政策課長 お手元にお配りしております日程でございます。11月は11月下旬から12月定例会が始まります。また次回の教育委員会は12月20日を予定してお

ります。

なお、12月11日に市PTA連合会との懇談会を予定しております。

委員長 予定されたものは以上です。

《閉会宣言》

斉藤委員長は、平成24年第8回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後4時05分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

河村 知 佳

会 議 録 署 名 委 員

西 森 尚 己

花 村 潔